

旧緊急時避難準備区域（広野町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活障害慰謝料について、避難先での就労継続を理由とする避難継続の合理性を認め、直接請求手続において賠償未了であった平成24年9月から平成26年3月（退職時）までの日常生活障害慰謝料（月額10万円）がそれぞれに賠償されたほか、事故後に亡くなった夫の父の火葬に際し住民登録地である双葉郡の斎場を使用できた場合の費用とそれ以外の斎場を使用したことによる実費との差額分が火葬場使用料増額分として賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1、及び、同X2（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記記載の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【申立人X1分】

- | | |
|-------------------------|----------|
| 1 火葬使用料増額分 | 金3万5000円 |
| 期間：令和3年7月9日 | |
| 2 日常生活障害慰謝料（基礎分） | 金190万円 |
| 期間：平成24年9月1日～平成26年3月31日 | |

【申立人X2分】

- | | |
|-------------------------|--------|
| 日常生活障害慰謝料（基礎分） | 金190万円 |
| 期間：平成24年9月1日～平成26年3月31日 | |

第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金383万5000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（第1項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年4月18日

（仲介委員 内藤 貴昭）